

員団を代表しまして、反対の討論を行います。

当予算は、米軍横田基地に対して下水道料金を毎年約三千七百万円もサービスをし、それに何らの反省をすることもなく、平成四年度もその継続をすることを内容としているものであります。基地内に住んでいる軍人軍属を市民と同様に扱うことができないのは当然であります。それをあえて市民と見なして、毎年、毎年三千七百万円近いサービスを続けてきたわけでありまして、既に累積サービス額は六億円になろうと思われれます。こうした米軍サービスをやめるには市長の決断ひとつであります。そのことをなぜやれないのかといえば、その根底には基地奉仕の政治姿勢があるからにはかなりません。こうした基地奉仕の姿勢を根本的に転換することを強く指摘いたすものでございます。

毎年同様の趣旨の反対の討論をしておりますけれども、こうした反対討論をしなくても済むように、ぜひとも基地奉仕の姿勢をやめていただくことを強く申し上げまして、簡単ではございますが、日本共産党議員団を代表いたしましたの反対討論といたすものであります。

○副議長（在原 博君） 次に賛成者、三番山下進君。

（三番 山下 進君登壇）

○三番（山下 進君） 御指名によりまして、議案第四十三号 平成四年度福生市下水道事業会計予算に対して賛成討論をいたします。

本議案は総合計画に基づく輝く街福生を目指し、生活環境の改善、浸水の防除、公共水域の水質保全等、下水道の基本的役割に立ち編成されていると思います。

御承知のとおり本市の公共下水道のうち汚水管の整備は既に完了をみており、今後は雨水管の整備と維持管理の充実及び下水道財政の健全経営が望まれるところであります。さて、雨水排水施設のうち、特に重要な役割を果たしている下の川改修事業は昭和六十二年度から整備を始め、本年六年目を迎えるわけでありまして、周辺の緑の保全に配慮し、住環境の整備が図られていくものと確信するものでございます。計画では平成五年度をもっていよいよ完了することであり、なお一層の御努力をいただきますようお願いするものでございます。さて、幹線及び枝線につきまして、計画に基づき順調に整備が進み、事業効

果がより一層上がるものと思っております。維持管理関係では施設を適正に管理するための予算が配慮されており、特に取付管用テレビカメラの導入は事故防止及び経費の増大等を防ぐために大きな効果が生まれてくると思います。それから、下水道使用料につきましては、条例に基づき適用されていると思います。

また、横田基地の関係でございますが、防衛補助事業により当市の諸施設の充実が図られた過去の経緯もあるわけでありまして、国益上それが存在する限り、市長の施政方針の中にもあるとおり、現実的に対応していくしかないものと考え次第であります。

以上、申し上げましたが、今後もお一層雨水排除施設整備充実と、安全で災害のない潤いのある文化的な快適環境を生み出すために努力していただくようお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○副議長（在原 博君） 以上で討論は終わります。

これより議案第四十三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（在原 博君） 起立多数であります。よって議案第四十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長（在原 博君） 二時十分まで休憩いたします。

午後一時 五十七分 休憩

午後二時 十分 開議

○副議長（在原 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(在原 博君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(在原 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(在原 博君) 日程第三十一 陳情第三十四号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 御指名をいただきまして、陳情第三十四号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情書について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、本件については最近物議をかもしている問題で、ある団体では言論の自由を束縛するということで反対運動をしているやに聞いているが、実際に身近にいる青少年を考えると、本陳情書に述べられているように、青少年の健全育成に反するような憂慮すべき実態が見られ、次世代を担う青少年の育成のためにぜひとも本陳情については採択をされたいとの意見があり、お諮りしましたところ、全員異議なく採択することに決定しました。

何とぞ、当委員会報告どおり採択賜りますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○副議長(在原 博君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(在原 博君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第三十四号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(在原 博君) 御異議なしと認めます。よって陳情第三十四号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○副議長(在原 博君) 日程第三十二 議案第四十七号 福生市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十六番 齋藤 巽君登壇)

○十六番(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第四十七号について、提案理由の説明をさせていただきます。

本改正案につきましては、先般の組織条例の改正において市長公室と都市整備部が新設され、行政推進担当が廃止されたことに伴い、議会側における委員会条例もこの際改正しようとするものであります。

その内容といたしましては、第二条に定める三常任委員会の所管中、総務委員会の所管分につきましては市長公室を新たに加え、行政推進担当を削り、建設委員会の所管分に都市整備部を加えようとするこ

から、本改正案を提案いたしました次第でございます。  
よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（在原 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（在原 博君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（在原 博君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十七号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（在原 博君） 日程第三十三 議案第四十八号 首都高速道路延長に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（十六番 齋藤 巽君登壇）

○十六番（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第四十八号 首都高速道路延長に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

我が国の産業経済の分野における交通輸送の手段として自動車輸送が大きな役割を果たしていることは周知のとおりであります。その中、最近中央自動車道と首都高速道路との接続している料金所付近の混雑、渋滞の状況は異常であり、恒常化している現状であります。したがって、このような交通事情の解消と多摩地域の活力向上、発展を図るため、現在の首都高速道路を中央自動車道八王子インターチェンジまで延

長し、都民の利便を図るようここに御提案申し上げた次第でございます。よろしく御理解ください。よろしく御願ひ申し上げます。説明とさせていただきます。

○副議長（在原 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（在原 博君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（在原 博君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十八号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（在原 博君） 日程第三十四 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が六件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第三十一号及び陳情第四十六号については閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（在原 博君） 御異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。  
続いて、残る四件については総務及び厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本四件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(在原 博君) 起立多数であります。よって本四件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○副議長(在原 博君) 日程第三十五 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続審査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(在原 博君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○副議長(在原 博君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって平成四年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後二時 二十五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

赤星 修 人

副議長

在原 博

議員

遠藤 洋一

議員

中野 沢 久

議員

村野 和 一

本四科は、申し出のとおり、議事録を提出すること、議決の議案の成立を求めます。

○議長（在原 博君） 起立多数であります。よって本四科は申し出のとおり、閉会中の事務を決定いたします。

○議長（在原 博君） 日経第三十五 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会並びに調査委員会の要求がありました。本件は手元に継続付のとり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしと可決あり）

○議長（在原 博君） 御異議なしと認めます。よって本特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（在原 博君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもち、平成四年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後二時二十五分 閉会

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一 件 名 議案第七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託年月日 平成四年 三月 六日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会年月日 平成四年 三月 十六日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十六日

総務委員会

委員長 須 釜 亮 次

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議案審査報告書

- |    |          |       |                                        |
|----|----------|-------|----------------------------------------|
| 一件 | 名        | 議案第八号 | 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する<br>条例の一部を改正する条例 |
| 二  | 委員会付託年月日 | 平成四年  | 三月 六日（第一回福生市議会定例会）                     |
| 三  | 委員会開会年月日 | 平成四年  | 三月 十六日 午前十時                            |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十六日

総務委員会

委員長 須 釜 亮 次

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

- |            |      |       |                                        |
|------------|------|-------|----------------------------------------|
| 一 件        | 名    | 議案第九号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 二 委員会付託年月日 | 平成四年 | 三月    | 六日（第一回福生市議会定例会）                        |
| 三 委員会開会年月日 | 平成四年 | 三月    | 十六日 午前十時                               |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十六日

総務委員会

委員長 須 釜 亮 次

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第十号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を

改正する条例

二 委員会付託年月日 平成四年 三月 六日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会年月日 平成四年 三月 十六日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十六日

総務委員会

委員長 須 釜 亮 次

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託年月日 平成四年 三月 六日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 平成四年 三月 十六日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 三月 十六日

総務委員会

委員長 須 釜 亮 次

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿